

「熊本県飼養衛生管理等指導計画（第2期）」の概要

【今回の計画策定の背景】

- 令和2年4月、国は、家畜伝染病予防法を一部改正し、飼養衛生管理に係る指導等に係る指導等に係る基本的な方向等を指針として定めた。都道府県は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に基づき、地域の実情に応じ、飼養衛生管理に係る指導等のうち、重点的に指導等を実施すべき事項等を、飼養衛生管理指導等計画（以下「県計画」という。）に定める必要がある。
- 国指針が令和5年9月19日に一部改正され、前回策定の県計画は令和3年度～令和5年度を一期として策定していたため、今回、改正された国指針を反映した令和6年度～令和8年度県計画を策定した。

国の飼養衛生管理指導等指針の概要

1 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

- ・国内の畜産業の現状・飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割・国内外における家畜伝染病の発生状況
- ・国内における指導上及び家畜衛生上の課題・基本的な方向

2 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

- ・飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき項目・その他各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項
- ・飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

3 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

- ・都道府県の体制整備・飼養衛生管理者の選任、研修等・その他指導等の実施体制に関する事項

4 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

- ・協議会等の活用と相互連携に関する方針・家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針
- ・市町村の取組に関する方針・家畜の伝染性疾患の発生時における緊急対応に関する方針
- ・家畜の飼養に係る衛生管理状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向把握に必要な情報の収集に関する方針
- ・通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

熊本県飼養衛生管理指導等計画の概要

1 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 本県の家畜飼養状況
- (2) 家畜伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題
 - ・豚熱予防的ワクチンの接種、農場分割管理の相談があった際の対応、事前調査等による埋却地の実効性確保
- (3) 指導等の実施に関する基本的な方向
 - ・家畜伝染病発生情報の提供方法、定期報告による飼養者の連絡先聴取及び遵守状況の確認

2 家畜の飼養に係る衛生管理状況並びに家畜伝染性疾患の発生の状況及び動向把握に必要な情報の収集に関する事項

- (1) 実施方針
 - ・臨床立入検査、全国サーベイランス及び地域サーベイランスの実施計画、BSEサーベイランス対象牛の変更

3 重点的に飼養衛生管理に関する指導等を実施すべき事項

- (1) 重点的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びに指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項
 - 共通：所有者の責務、衛生管理区域の適切な設定、特定症状が確認された場合の早期通報、埋却地等の準備
 - 牛：出入口の車両消毒
 - 豚：適切な加熱処理済み飼料の利用、野生動物の侵入防止、畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置及び手指の洗浄消毒、大臣指定地域における追加措置の実施、衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
 - 鶏：衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、野生動物の侵入防止、家さん舎専用の靴の設置及び手指の洗浄消毒
 - 馬：器具の定期的な清掃消毒
- (2) 優先的に指導等を実施すべき家畜の種類及び地域並びに指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項
 - R6年度：豚及びいのししについて、適切な加熱処理済み飼料の利用、野生動物の侵入防止、早期通報
 - 畜舎ごとの専用の靴の設置及び手指の洗浄消毒、埋却地等の準備について優先的に指導
 - ※豚1万頭以上を飼養する農場及び採卵鶏20万羽以上又は肉用鶏20万羽以上飼養する農場における対応計画の策定

4 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

- (1) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針
 - ・各地域において自衛団体等を設置し、共同購入、備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組む
 - ・県は、これら団体等と相互に連携し、的確、円滑な活動ができるよう助言、指導を行う

5 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

- (1) 県の体制整備
 - ・家畜防疫員の確保及び育成
- (2) 飼養衛生管理者の選任、研修等
 - ・飼養衛生管理者の選任方針、研修機会の提供、家畜衛生情報の提供方法

6 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等に関し必要な事項

- (1) 協議会の活用と相互連携に関する方針
- (2) 家畜の伝染性疾患の発生時における緊急対応に関する方針
- (3) 通常の家畜の飼養農場以外の場所（動物園等）への対応に関する方針